

広島市成年後見制度利用促進検討会議の設置について

1 成年後見制度の利用の促進に関するこれまでの経緯

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

以下の事項等を規定することにより、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 成年後見制度利用促進の基本理念、国等の責務
- 基本方針その他基本となる事項
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定
- 「成年後見制度利用促進会議」（総理大臣・関係大臣）及び「成年後見制度利用促進委員会」（有識者）の設置（事務局は内閣府）



成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

2 成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定
- (2) 計画の対象期間はおおむね5年間（平成29年度～令和3年度）
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上の保護も重視

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。 ⇒今年6月に見直し法が施行

3 利用促進法への対応に伴う市町村の役割

平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画では、平成29年度からの5か年を計画期間と定め、次のことを市町村の役割として求めている。【努力義務規定】

- ①地域連携ネットワーク（※1）の中核機関（※2）の設置等においても積極的な役割を果たす。
- ②地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- ③地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- ④条例で定めるところにより、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。

- ※1 地域連携ネットワーク：権利擁護支援において、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携の仕組。
- ※2 中核機関：専門職による専門的助言等の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う。



地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要

4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ・ 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）
- ・ 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ・ 利用促進（マッチング）機能
- ・ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

⇒ 権利擁護の必要な人の早期発見、適切な制度利用に結びつける。メリットを実感できる制度利用へ！

5 中核機関の設置・運営形態

- ・ 設置の区域： 市町村の単位を基本とする。（複数の市町村での設置も検討）
- ・ 設置の主体： 市町村の設置が望ましい。（委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置）
- ・ 運営の主体： 市町村による直営又は委託など（業務の中立性・公正性の確保に留意）